

ホームページ公開

平成26年4月28日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

・平成26年4月28日(月) 午後2時20分 ~ 午後3時52分

・教育委員会室

2 出席者

委員

事務局職員

委員長 野原正美

教育次長

尾形哲也

委員 稲本正

教育次長

南谷清司

委員 土屋嶮

義務教育総括監

水川和彦

委員 月村時子

総合教育センター長

浅井正美

委員 森口祐子

教育総務課長

井川孝明

教育長 松川禮子

教育総務課教育主管

瀬瀬康雄

教育財務課長

後藤幸晴

教職員課長

高木俊明

教職員課教育主管

森嘉長

教育研修課長

増田和伯

学校支援課長

吉田梓

学校支援課教育主管

上田貴之

学校支援課教育主管

増田俊彦

特別支援教育課長

安田和夫

社会教育文化課長

荻山博之

体育健康課長

高橋幸平

3 議事日程等

報第1号から報第4号まで、議第1号、議第2号、議第4号及び議第5号について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成26年3月17日開催の教育委員会臨時会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 () 書きは事務局発言
報第1号 退職教職員の表彰について（非公開案件）	
退職教職員の表彰（2件）を専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
報第2号 市町村立学校管理職等の人事異動について（非公開案件）	
市町村立学校管理職の人事異動発令（2件）を専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
報第3号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）	
教職員の懲戒処分（1件）を専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
報第4号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）	
教職員の懲戒処分（1件）を専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第1号 職員の処分について（非公開案件）	
職員の処分（1件）について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第2号 岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会の委員の任命について（非公開案件）	
岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会の委員の任命について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第3号 岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について	
教育総務課長	岐阜県教育委員会表彰規則の一部改正についてお諮りするものである。本年4月からスポーツに関する事務が知事部局へ移管されることになり、表彰規則の中から体育振興に係る規定を削除するもの。なお、体育振興に関する表彰は、知事部局で新たに表彰制度を創設し、継続される予定である。
委員長	議第3号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第4号 岐阜県いじめ防止等対策審議会の委員の任命について（非公開案件）	
岐阜県いじめ防止等対策審議会の委員の任命について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第5号 平成26年度岐阜県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開案件）	

ホームページ公開

平成26年度岐阜県教科用図書選定審議会の委員の任命について諮り、可決された。
本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

議第6号 平成27年度使用教科用図書の採択について

学校支援課長	<p>岐阜県教科用図書選定審議会に諮問する小中学校用教科用図書の採択基準案についてお諮りする。昨年度からの変更点は大きく4点。1点目として、今年度は小学校用教科用図書の採択替えができる年度に当たっているため、これを記載した。2点目として、市町村がより主体的に充実した調査研究を行い、権限と責任のもと教科書採択を行えるよう、県教育委員会が作成する選定資料の改善を図り、名称を「調査研究資料」に変更した。調査研究資料は、従来の選定資料とは異なり総評を削除した。これは、県議会等で総評により県教育委員会が市町村教育委員会を恣意的にコントロールしているのではないかという指摘があったことによるもの。また、調査項目も見直し、岐阜県独自の項目として、第2次岐阜県教育ビジョン及びふるさと教育との関わりを盛り込んだ。さらに、着眼点を分かりやすくするとともに、調査の方法を具体的に示した。変更点の3点目として、市町村においてこうした調査研究を十分に行うことを記載した。4点目として、教科書の採択結果及び理由等の公表に努めることを記載した。</p> <p>県立高等学校及び県立特別支援学校の採択方針については、昨年度からの変更はない。</p>
土屋委員	<p>市町村教育委員会に採択を委ねることにより、沖縄県で起きたような問題も起こり得るのか。</p>
南谷教育次長	<p>市町村の地区採択協議会の運営に係る留意事項を県が示しているが、その中で、沖縄県で起きた事案のように協議の整わない場合に備え、再協議が可能な採択日程を設定するとともに、再協議の手続きを明らかにし、各教育委員会の意見を踏まえて協議を尽くした上で決するなど、最終的な合意形成の方法をあらかじめ定めることとしている。従って、沖縄県のような問題は起こり得ないと考えている。</p>
教育長	<p>今回の変更の主なねらいを御説明すると、特に、小中学校の教科書採択でかなりの種目において長年にわたり同一発行者の教科書が各地区横並びで採択されることが多かった点について、教育委員会や県議会でご指摘をいただいていた。この一つの原因として、県が作成する選定資料に特定の教科書へ誘導するような記述があるのではないかという議論がなされていた。従来の選定資料は記述式で、過去には良い悪いといった価値判断を含む表現があったため、今回、県が特定の教科書へ誘導しているのではないかという疑念を払拭する意味で、市町村が主体的に調査ができるよう、記述式ではなく着眼点や調査方法を端的に記載した調査研究資料に改めることとした。</p>
土屋委員	<p>市町村の地区採択協議会で全く意図するところでない教科書が選ばれた場合も、何も言うことができないということか。</p>
教育長	<p>現在の制度では、同じ地区の中では同一の教科書を使うこととなっている。市町村が特定の教科書を使用したいのであれば、単独の採択地区として独立する必要がある。</p> <p>県の場合は、6教育事務所6採択地区であったため、いかにも県のコントロールが働いているかのような体制になっているという意見もある。今回、岐阜市が独立するが、採択地区の少なさも一つの問題となっている反面、地区を細かくすると調査に必要なスタッフが揃わないという問題もある。今回の変更で第2次岐阜県教育ビジョンを踏まえた岐阜県らしい着眼点を示しているため、そういう視点からも採択していただけたらと考えている。</p>
稲本委員	<p>この教育委員会では、ルールどおり行われているかのチェックはできても、実際の教科書採択について関知することはできない。各地区の採択協議会における議論が重要である</p>

ホームページ公開

	が、現実にはかなり大変だと思う。
教 育 長	<p>県としては、各地区の採択協議会における議論の過程を公開するよう働きかけることはできるが、何を採択するかについては、市町村が主体となって決定することである。</p> <p>今年度は小学校であるが、来年度は中学校の教科書採択が行われ、より関心が集まることが予想される。その準備としても、このような提案をさせていただいた。</p>
稲本委員	選ばれた委員の方々には、国の将来を考え、忌憚のない意見を交わしていただきたい。
委 員 長	議第6号につき、挙手により採決する。
委 員 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<p>議第7号 「平成27年度岐阜県立高等学校入学者選抜について」及び「平成27年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考の方針」について</p>	
学 校 支 援 課 長	平成27年度県立高等学校及び特別支援学校の入学者選抜についてお諮りする。昨年度と同様の日程で進めていく予定である。来年度は入学者選抜の大きな変更から3年目になるが、その効果については、今後検討していきたい。
委 員 長	今年度の中学校の卒業式はいつ行われるのか。
学 校 支 援 課 長	多くの学校が3月6日に行う予定である。
月 村 委 員	子どもが少なくなり、ほとんどの子どもが合格するのが現状だが、やはり入試制度は必要なのか。
教 育 長	個人的な意見としては、限りなく全員入学に近付いているとはいえ、義務教育でなく、各高校でこういう生徒を求めたいという希望がある以上、それにふさわしい能力があるかを検査する方法は必要であると考えている。
稲本委員	第二次選抜の変更期日とは何か。
学 校 支 援 課 教 育 主 管	出願状況を見て出願先を変えることができるというものである。
稲本委員	少子化の現代では、受験の位置付けが変わってきている。何をモチベーションにして高校受験に臨むかが重要となる。我々が子どもの頃は、先生にどの高校、どの大学に行きたいのかを聞かれたが、これからは何になりたいのかを早めに聞きながら、それに合った高校を選んでいくことが重要ではないか。
教 育 長	<p>仰ることは分かるが、受験生本人にとっては、今も昔も受験の重みは変わらないと思う。倍率が下がるほど少数しか落ちないという状況で、むしろ問題は深刻化しているということもあり得る。また、県立高校の活性化と併せて、高校で学べる内容や卒業後の進路をどのように中学生に知ってもらうかも重要である。</p> <p>入試制度については、特色化選抜を無くして2年経つが、これでよいのかという議論は必要であると考えている。</p>
委 員 長	定員割れの高校に中途退学者が多いのも残念なことである。入学後にやりたかったことができないことが分かり退学したケースもあり、子どもに合った高校に行けるような情報

ホームページ公開

	伝達の方法も必要であると感じる。
土屋委員	出願期間等の土日は除くという記載について、子どもや保護者の利便性を考えると土日も受け付けることを検討した方がよいのではないか。
学校支援課 教育主管	保護者が直接出願するのではなく、中学校が書類をまとめて持っていくという形をとっている。
委員長	出願の変更については、保護者が同行するのではないか。
学校支援課 教育主管	変更については、途中で事故があり出願できなくなることを考慮して、保護者が同伴するケースはある。
稲本委員	教育も土日を含めて考えていく時代になってきている。ものづくりでも作り手が勝手にものを作っても売れず、買い手がどう考えているかを見ながら作らなければならない。同様に世界・国・社会等の様々なニーズを受けて、我々が教育をどう考えていくかという議論が必要ではないか。国際化が進む中で、申込方法もインターネットの利用等、多種多様になる可能性があり、今後、そういったことを考えていくことも必要ではないか。
学校支援課 課長	土日も含め、生徒や保護者のニーズに合った日程設定になっているかという観点から、来年度に向けて精査していきたい。
委員長	議第7号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により原案のとおり可決する。
○ 閉会	
午後3時52分、閉会を宣言する。	
○ 事務局報告	
(1) 生徒指導要録の紛失等について (2) 岐阜県社会教育委員の公募について (3) 平成26年度教育委員行事予定について	